

# みや わか



市議会だより



## 6月定例会

審議結果及び賛否の分かれた議案	2~3
委員会報告・市長報告	4~7
可決された意見書及び決議	8~9
採択された請願	9
一般質問	10~11
編集後記、まちの話題	12

# 審 議 結 果 報 告

## 6 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
同意第4号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第5号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第6号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第7号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第8号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第9号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第10号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第11号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第12号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第13号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第14号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第15号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第16号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第17号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第18号	宮若市固定資産評価員の選任について	原案同意
承認第1号	専決処分の承認について (宮若市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について)	原案可決
承認第2号	専決処分の承認について (令和3年度宮若市一般会計補正予算(第1号)について)	原案可決
承認第3号	専決処分の承認について (令和3年度宮若市一般会計補正予算(第2号)について)	原案可決
承認第4号	専決処分の承認について (令和3年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))	原案可決
議案第16号	宮若市学童保育所条例の制定について	原案可決
議案第17号	宮若市子育て支援センター条例の制定について	原案可決
議案第18号	宮若市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第19号	宮若市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第20号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第21号	工事請負契約の締結について	原案可決

議案番号	議案名	議決内容
議員提出議案第2号	『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める意見書	原案可決
議員提出議案第3号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書	原案可決
議員提出議案第4号	学校給食の無償化を求める決議	原案可決
議員提出議案第5号	農業観光振興センター整備事業における既存の農業観光振興センター並びに農業加工センター及びその付帯施設の解体を1年間延期するものとする決議案	原案可決
2年請願第4号	全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める決議を要望する請願書	採択
3年請願第1号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願に関する請願書	採択
3年請願第2号	宮若市コミュニティバス(宮田・百合野線)ダイヤ改正の請願書	採択

### ◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15	16
氏名	谷口 重隆	山元 秀一	藤嶋 嘉子	清水 健太郎	柴田 裕美子	染矢 正次	安河 英幸	神谷 喜久雄	弓削田 敬	和田 善久	安永 友則	寶部 勝	島本 昌典	中島 健三	茅野 勝
議員提出議案第4号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員提出議案第5号	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○

### 宮若市農業委員会委員の任命 宮若市固定資産評価委員の選任

宮若市農業委員会委員の任命及び宮若市固定資産評価委員の選任は、次の方とすることに同意しました。

#### ◎宮若市農業委員会委員

山本 裕啓 (新規)

占部 博 (新規)

高崎 雅俊 (再任)

塩川 和秀 (新規)

安河内 龍一 (再任)

井田 和義 (新規)

吉崎 康正 (新規)

安部 英輔 (再任)

阿部 進 (再任)

春田 章匡 (新規)

森田 広富 (新規)

遠藤 譲一 (新規)

武田 俊彦 (新規)

水上 昭和 (新規)

齊藤 潔 (税務収納課長)

#### ◎宮若市固定資産評価委員

(敬称略)

# 1 6月定例会

## 委員会報告



委員長 中島 健三



委員長 神谷 喜久雄

### 専決処分の承認について

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、宮若市税賦課徴収条例について、所要の改正を同日付けで専決処分したため、その承認を求めるものです。

主な質疑として、「下落対象地域はどのくらいあるか。」に対し、「230地点の内、179地点で下落している。」との回答がありました。

全会一致で可決

### 専決処分の承認について

特別給付金の支給に係る補正予算を令和3年4月16日付けで専決処分をしたため、その承認を求めるものです。

主な質疑として、「財源はコロナ対策の臨時交付金か。」に対し、「各種事業を行う臨時交付金があるが、今回はそれとは

別枠で、この事業に対して支給される補助金である。」との回答がありました。

全会一致で可決

### 専決処分の承認について

県議会議員補欠選挙に伴う補正予算を令和3年5月24日付けで専決処分をしたため、その承認を求めるものです。

主な質疑として、「人材派遣委託料は、どのような業務を委託するのか。」に対し、「期日前の受付、選挙までの事前準備などである。」との回答がありました。

全会一致で可決

### 専決処分の承認について

令和2年度の国民健康保険特別会計において、歳出に対して歳入が不足したことから令和3年度予算から不足額の繰上充用を行うための補正予算を5月31日付けで専決処分したため、その承認を求めるものです。

主な質疑として、「何が原因で繰上充用

してきたのか。」に対し、「かかった医療費に見合った税収がなかった。」との回答がありました。

全会一致で可決

### 宮若市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

押印等の見直しを受け、固定資産の価格に係る不服審査の手続の簡素化を図るため、宮若市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「印鑑を押さなくてよくなることにより、弊害はあるか。」に対し、「本人確認を密に行う必要がある。」との回答がありました。

全会一致で可決

### 宮若市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

上位法の一部改正に伴い、宮若市税賦課徴収条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「特別徴収と普通徴収の割合は。」に対し、「税額ベースで、特別徴収が約12億7千万円、普通徴収が約2億1千500万円である。」との回答がありました。

全会一致で可決

### 専決処分の承認について

子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補正に急を要したため、令和3年4月16日付けで令和3年度宮若市一般会計補正予算（第1号）の専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものです。

委員より、「低所得者の子育て世帯だけではなく、市独自で全ての子育て世帯に給付をしていただきたい。」との意見がありました。

全会一致で可決

### 宮若市学童保育所条例の制定について

放課後児童健全育成事業を実施するため、宮若市学童保育所を設置するに当たり、その設置及び管理に関する事項について、条例で定めるものです。

主な質疑として、「新たに条例が必要となるのか。」に対し、「これまで学童保育所は、小学校の空き教室などを利用しており、実施要綱で運営を行っていた。今回、宮若西学童保育所が専用の施設とな

るので、地方自治法の公の施設として、全ての学童保育所を位置付けて、改めて条例として整理をしている。」との回答がありました。

### 全会一致で可決

## 宮若市子育て支援センター条例の制定について

地域子育て支援拠点施設として、宮若市子育て支援センターを設置するに当たり、その設置及び管理に関する事項について、条例で定めるものです。

主な質疑として、「子育て支援センターへの受入れを断ることはあるのか。」に対し、「断ることはほばない。例えば定員に達していても、相談内容によって、スタッフを増員し預かりを行っている。」との回答がありました。

### 全会一致で可決

## 工事請負契約の締結について

光陵学童保育所・子育て支援センターさくらんぼ新築工事を施工するため、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

委員より、「小学校の建設工事と工期が重なるため、双方の建設会社の工程を十分に把握し、トラブルにならないように

努めてほしい。」との意見がありました。

### 全会一致で可決

## 工事請負契約の締結について

若宮西小学校跡地の宮若市文化財収蔵・展示・交流センター（仮称）改修工事を施工するため、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として「避難所兼用の施設ということも踏まえ、今後、大型バスが入りできるように整備を行わないのか。」に対し、「今のところ整備を行う予定はない。」との回答がありました。

### 全会一致で可決

# 市長報告

## ◆市長報告 1

### 宮若北部工業用地造成事業基本協定の締結について

本市の倉久尾ノ上地区における宮若北部工業用地造成事業については、昨年9月、福岡県において、新たな工業団地の造成事業として、福岡県を事業主体とし、

本市が連携して取り組んでいくとの基本的な方針が決定され、測量調査費等の必要な予算が措置されたところです。

その後、本市において、対象地域の地権者に対して、本事業に係る測量調査の同意をお願いしており、事業の円滑な推進における福岡県と本市との具体的な役割分担等の取り決めについて、令和3年3月31日付けにて、「宮若北部工業用地造成事業に関する基本協定」を締結しています。

本基本協定では、協定の目的や費用負担等のほか、それぞれの役割分担を定めており、福岡県においては、主に工業用地の設計・調査業務や工事施工を、本市においては、用地取得の交渉や地元対策等を担うこととなっています。

今般、地権者から測量調査の同意を頂いており、現在、福岡県において、測量調査・設計業務が実施されているところで、引き続き福岡県と連携を図りながら、宮若北部工業用地造成事業の早期の完成に向けた取り組みを進めていきます。

## ◆市長報告 2

### 福岡県介護保険広域連合介護保険条例の一部改正について

介護保険制度の第1号被保険者の介護保険料については、介護保険法施行令により、保険者が3年に一度策定する「介

護保険事業計画」において、介護サービスの供給量等に基づき、保険者ごとに基準の保険料を設定するとともに、被保険者の所得状況等に応じ、段階ごとに保険料を課することとされています。

本市が加入している福岡県介護保険広域連合では、グループ別保険料を導入しており、33の構成市町村間の給付費水準に差異があることから、この格差を緩和し是正することを目的として、給付費水準が高い方から順に、A、B、Cの3つのグループに区分し、保険料が設定されています。

今回、令和3年度から令和5年度までの第8期の保険料が決定され、本市はAグループとなっています。年間の保険料は、負担割合の基準となる第5段階で、86,438円と前期と比較して、12,077円の増額となっています。これは、要介護認定者の増加、給付費の増加等によるものです。

また、保険料の改定とともに、所得段階の7段階から25段階までにおいて、合計所得金額の見直しがなされています。今般、介護保険制度の安定した運営を広域連合で行うとともに、質の高いサービスの提供及び地域包括ケアシステムの推進に努めていきます。

## ◆市長報告 3

### 特定空家等の解除について

本市の特定空家等については、平成30年度に、宮若市空家等対策協議会において学識経験者らに意見を求めた後、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の「特定空家等」に4件の空家等を認定しました。

令和2年12月議会において、特定空家等の略式代執行について経過報告を行っていましたが、その後、竹原地区の特定空家については、市の解体補助金を活用し、令和3年2月24日付けで解体工事が完了し、市内の特定空家等の認定を全て解除しました。

今後、空家対策については、宮若市空家等対策計画に基づき、空家化の予防や適切な管理の啓発に努め、老朽化し危険の高い空家の解体撤去費用を補助するとともに、福岡県空家サポートセンターと連携し相談会を実施していきます。

なお、空家等の管理については、特別措置法第3条に規定されているとおり、第一義的には所有者又は管理者の責務となっており、所有者等による適正管理を促していきます。

## ◆市長報告 4

### 民事調停の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者、4名を対象とする民事調停の申立てに係る専決処分については、令和2年12月議会において報告をしました。

この4名について、11月30日に3名、12月1日に残る1名に対し、直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、2名は調停が成立し、残る2名は調停が不成立となっています。

調停が不成立となった2名については、その後、1名は明渡し訴訟の提起前に納付され、残る1名は、本年2月3日に福岡地方裁判所直方支部に明渡し訴訟を提起した結果、3月30日に勝訴の判決を得ています。

今後とも、家賃等滞納者に対し、滞納解消に向けた納付指導を行っていきたく考えています。

## ◆市長報告 5

### 新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン接種の現状について

福岡県の緊急事態措置が6月20日まで延長される中、本市においても、6月6

日現在で132例目の感染者を確認しています。

本市の新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン接種については、4月19日、22日には、市民へのお知らせチラシを含む関連資料を配布しました。

また、市民には、6月号の広報みやわか「宮若生活」において、ワクチン接種の予約方法等に関する特集を行い、周知を図ったところです。

新型コロナウイルス接種の手順については、国の方針により、まずは、医療従事者、続いて、65歳以上の高齢者、そして基礎疾患のある方等に対して優先的に接種を行う取組を進めています。

本市の接種体制については、市内3か所（トヨタ自動車九州ウイング21アリーナ、マリーナホール宮田、保健センターパレット）の集団接種会場を設け、会場までの送迎を行っています。今後も引き続き集団接種を行うとともに、医療機関での個別接種を行うこととしています。国

は、7月末までに希望する全ての高齢者がワクチン接種を受けられるようにとの方針を示しており、本市としても、接種体制、スケジュール等を見直し、土日等の新たな接種日の開設や接種の迅速化等

による予約受入人数の増枠など、医療機関等の協力の下、全庁を挙げて取り組むことで、概ね7月末までに高齢者のワクチン接種を終える見通しです。

本市の接種の状況については、医療従事者の優先接種に次いで、5月24日から75歳以上の高齢者を対象とした接種が始まりました。予約の受付開始直後には、コールセンターへの電話がつかないといった多くの声をいただきましたが、その後は大きな混乱もなく、接種券を発送した約5,200名の75歳以上の高齢者のうち、6月7日現在で3,600名を

超える方の予約を受け付け、既に864名の方が1回目の接種を終えています。なお、65歳から74歳までの方については、6月4日に接種券を発送しており、6月9日からの予約受付開始となっています。

さらに、施設等に入所している高齢者については、市において接種医のマッチング作業を行った上で、接種医と施設等で接種日を調整し、接種していただくこととしています。

また、かかりつけ等の医療機関における個別接種については、現在、市内医療機関との調整を行っており、準備の整った医療機関から順次、接種を開始する予定としています。

引き続き、64歳以下のワクチン接種について、国の方針等を踏まえ、円滑なワクチン接種の実施に取り組んでいきます。

## 山元秀一議員の議員活動調査特別委員会報告

昨年9月17日の本会議で、地方自治法第100条に基づく調査権限を有した「山元秀一議員の議員活動調査特別委員会」が設置され、18回にわたり委員会を開催し、調査を続けてきましたが、去る6月10日の委員会をもって調査を終了し、議長に対し調査報告書を提出しています。その内容について、報告します。

調査事項を整理するにあたり、委員からは、「証人尋問で、恫喝があった。大きな声を出されたり罵声を浴びせられたことがあった。との証言がある、パワハラに値していいのではないか。」「議会の品位を傷つけている。」「相手の承諾なしに会話を録音していたことから、違法ではないかもしれないが、モラルが欠けているのではないか。」など厳しい意見がありました。

調査の結果のまとめとしては、1点目の本庁舎の空調燃料の入札に関し、入札を辞退した業者へ連絡した行為に関して、2回も電話をしていることなどが逸脱した行為であったとの結論に至りました。

2点目の令和2年6月議会一般質問時における東町1号線の随意契約に関して、歩道の状況写真については、山元議員が撮影したのではなく、グーグルの写真を使用していたことが判明しました。

3点目、4点目に関しては、受け手がどう感じるかにより大きく変わってくるものであります。なかには誤解を招きかねず、適当であるとは言えない言動も見られました。山元議員には、調査結果を重く受け止め、反省を求めるものであります。

議員は、市民からの負託を受け、意見や要望を市政に届け、課題や問題を指摘し、解決を促すとともに、宮若市の進むべき方向を指し示し、見極めるなど多大な役割を担っています。しかし、その過程において議員の行為が逸脱した行為や恫喝行為と受け止められることは決してあってはなりません。

また、本事案は、山元議員個人の問題にとどまらず、宮若市議会全体に関わる問題でもあります。議員一人一人がこの問題を真摯に受けとめ、襟を正していかなければなりません。私たち議員と市職員の立場において、様々な意見を交わす上でも、言葉の重みを考え、自らの言動には十分留意し、市民からの負託を果たさねばなりません。

今回の調査を踏まえ、市議会においては議員一人一人が議会の品位と良識を認識し、関係者との関わり方を自らに問い、法令を遵守するとともに、今後二度とこうした事案が発生することのないように求めるものであります。

また、恫喝行為等に関しては、市長にはハラスメント行為を許さない更なる環境づくりが求められます。職員が市民のために十分働くことができる健全な環境を保持する必要な対策を講じてもらいたいと思います。

山元秀一議員の議員活動調査特別委員長 中島 健三

永久劣後ローン融資制度は大小問わず利用可能で、とりわけ喫緊にその制度を必要とする中小企業が経営計画（経営指針書）の中で、自信を持って返済計画を織り込める融資制度となります。

地域金融機関が返済期限を定めない永久劣後ローンを実行し、その債権を政府と日銀の出資により設立された『買取機構』が買い上げるという仕組みを構築し、『疑似資本』を中小企業に注入することです。中小企業は金利を支払い、長い年月をかけて損失を修復し、資金に余裕ができた時に元本を一括返済します。

買取機構は永久劣後ローンの金利を例えば2%にすれば50年で、4%にすれば25年で元本を回収出来ますし、更に中小企業から元本を一括返済されますので、国は財政への負担が小さく経済再生に大きな効果を生み出します。地域金融機関に損害は発生せず、中小企業が債務超過にならないので融資がしやすくなります。

全企業に対する『永久劣後ローン』融資制度（資金に余裕ができた時に元本一括返済並びに政府による永久劣後ローンの買い取りをする仕組み）を国において創設されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先：内閣総理大臣

提出者：産業建設委員長 寶部 勝

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。これが小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

そのうえ、文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による新たな業務の負荷をはじめ、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

#### 記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の「働き方改革」・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

提出者：教育民生委員長 中島 健三



## 可決された 決議

### 学校給食の無償化を求める決議

昨年からのコロナ禍における様々な活動の停滞による閉塞感は、本市のみならず全国におよび、その影響は計り知れないものである。

このような状況の下、様々なコロナ感染症対策が本市でも執り行われてきたが、その中のひとつとして学校給食の無償化が行われ、これは、市内の各学校に通う子供たちの保護者、いわゆる子育て世代の市民に大いに歓迎される施策となり、また、それを持続する声も我々市議会議員のもとに届いているところである。

福岡市、及びその周辺市町以外の市町村においては若者の転出が増加し、急速な少子高齢化がますます進んでおり、過疎化を危惧する市町村もみられる。

本市では、市長の英断による施策の一つとして、光陵ワンダーガーデンの開発、及びその周辺の光陵小学校の建設など、まさに子育て世代の定住に向けた施策が展開されている。

今後の新型コロナウイルス感染症の終息を見据え、更なる子育て世代の定住を進めるためにも、市内の幼稚園、小学校、及び中学校へと通園、通学をする子供たちの学校給食の無償化を定住の施策として実現していただきたく要望する。

提出者：島本 昌典、安河 英幸、弓削田 敬、染矢 正次、和田 善久、寶部 勝、安永 友則

## 可決された 決議

### 農業観光振興センター整備事業における既存の農業観光振興センター並びに農業加工センター及びその付帯施設の解体を1年間延期するものとする決議案

農業観光振興センター等整備事業において、同施設が移転するにあたり施設利用者及び商品出荷者への激変緩和措置として、既存の農業観光振興センター並びに農産加工センター及びその付帯施設についての解体工事を1年間延期とし、その間引き続き同施設を利用するものとする。

また、当該部分の予算執行についても、同様に延期後の工期にあわせたものとする。

提出者：山元 秀一

賛成者：清水 健太郎

## 採択された 請願

### 宮若市コミュニティバス（宮田・百合野線）ダイヤ改正の請願書

本校には宮若市内の中学校卒業生が本年度は128名が通学しており、その通学方法は公共交通機関の利用、自転車通学、保護者の送迎の3つが主なところです。公共交通機関としての路線バスは、そのほとんどがJRバス利用で、宮若市コミュニティバス（宮田・百合野線）はほとんど使われていません。

以前、西鉄バス（宮田線）が運行されていた時期は利用する生徒がいましたが、その路線が廃止となり、新たに運行されるようになった宮若市コミュニティバス（宮田・百合野線）では本校の授業時間と運行ダイヤがうまく合っていないため利用しにくい状況にあるためです。

宮若市のコミュニティバスを本校始業時間に合わせていただくことで本校生徒募集の一助になり、宮若市の発展に寄与するものと考えております。

宮若市を愛し、利用している皆様や本校生徒の交流等も期待しつつ、市全体の発展の為にも、是非今年のダイヤ改正をして本校生徒による利用をさせて頂きたく、請願申し上げる次第であります。

請願内容：本校の授業時間に配慮した宮若市コミュニティバス（宮田・百合線）のダイヤ改正を行うこと。

提出者：福岡県立鞍手龍徳高校 後援会長 首藤 正輝

紹介議員：島本 昌典

### 新しい農業観光振興センターの運営について



山元 秀一

**問** 新しい農業観光振興センターの運営方針について伺う。

**答** 市長

農業観光振興センターは、PFI法に基づき、現ドリームホープ若宮の農産物直売所の機能を含む複合的な施設として整備を行い、事業者に総合的な運営権を付与する予定としております。整備する施設は公共施設であることから、使用に当たっては、事業者から家賃相当額を徴収し、施設運営を行わせる方向で検討を進めています。新施設の農産物直売所部分の運営については、本市、事業者及び農事組合法人の三者による協議を重ねてきましたが、今後の方向性に相違が生じています。

**問** 協議の相違はどういったものか。

**答** 農政課長

農事組合法人としては、新しい施設に入って、施設の運営をしていきたいというものです。トライアルの意見は、運営形態を可能な限りスリム化していきたいというもので、経費の削減を行いたいというものです。市としてもトライアル側の意向を十分尊重できると思っています。

**問** 農事組合法人から出されたトライアルへの質問については。

**答** 農政課長

確認事項ということですが、27項目の質問が出されていますが、トライアル側から回答はなされていません。

**問** 本来、地域の農業振興に力を入れていくべきではないか。

**答** 農政課長

市としては何とか折り合いをつけて着地点を見いだしたいと考えていますし、今後それを継続したいと考えています。農事組合法人が仮に市と直接つながりがなくなっても、今後も他の農業法人などと同等に必要なに応じて適宜支援等を行っています。考えています。

### 市発注の契約事務について

**問** 契約事務についてその必要性、公平性、透明性の確保について伺う。

**答** 市長

契約については、地方自治法等関係法令に基づき実施しており、事業実施に当たっては、まずは予算措置が行なわれることが前提となります。

その後、当該歳出予算に基づき、発注に当たっては、契約事務の適用法令や業者選定理由等を確認した上で、宮若市建設工事等請負業者指名選考委員会での協議、検証を行うことにより、公平性や透明性の確保に努めているところです。

### 本市における農業政策について伺う



清水 健太郎

**問** 本市の農業政策の目玉はどのようなことか伺う。

**答** 市長

本市は、肥沃な土壌と大鳴川や八木山川の水利に恵まれた立地条件を生かして、古くから稲作を主体とした農業生産を展開してきました。

特に、お米については令和2年度の「米・食味分析鑑定」国際総合部門及び都道府県代表お米選手権における金賞受賞や、九州のお米食味コンクール、宮若市うまい米コンクールの開催等により、市内外においしいお米の産地であることが認知されています。こうした背景を踏まえ、本市の良食味米の更なるブランド化の推進に努めるとともに宮若市認定

農業者連絡協議会等と連携しながら、広く市内外へ農産物の魅力を発信し、農業所得の向上に資する農業施策を進める等により、農業の更なる飛躍に繋がっていきたくと考えています。

### リモートワークタウンムスブ宮若構想について伺う

**問** ドリームホープ若宮の今後の構想について伺う。

**答** 市長

ドリームホープ若宮については、将来的な運営等を勘案すると、高齢化による運営面の問題や施設の経年劣化等の諸課題が見受けられました。このため、旧吉川小学校跡地を利活用し、トライアルグループと「リモートワークタウンムスブ宮若」構想による連携協定を締結し、PFI法に基づき、新たに農業と観光の拠点施設の整備に取り組みすることとしました。

その中で、運動場跡地に、現ドリームホープ若宮の農産物直売所の機能を含む複合的な施設である農業観光振興センターを新設し、ドリームホープ若宮も参画、協力して運営することとして協議を進めてきましたが、本市と農事組合法人との方向性に相違がある現状となっております。

本市としては、将来に向かって、新たな時代の流れに対応した新たなまちづくり、地域づくりを推進していくためには、民間活力を活用するPFI方式による農業と観光の拠点施設の整備と運営に取り組むべきであると考えています。

今後とも、ドリームホープ若宮の組合員も含め、市内の生産者の皆様が意欲的に生産を継続して、新たな施設においても出荷していただけるよう取組を進めていきたくと考えています。

### 公文書の管理運営は適切にされているのか



茅野 勝

**問** 杉坂の開発行為と下水道等についてたずねる。

**答** 市長

公文書の管理については、「宮若市文書管理規程」に基づき行っております。杉坂団地の開発行為についての開発申請関係書類は、30年保存で管理しており、保存年限経過後には廃棄しています。

**答** 総務課長

平成21年に国において、公文書管理法ができ、これまで永年保存とされていた部分は、基本30年となりました。ただし、30年で全て廃棄ではなく、10年ごとに見直しをするなどしており、場合によっては、40年、50年、あるいは永年になることも当然あるということです。

**問** 杉坂団地の下水道の浄化槽の問題については。

**答** 建築都市課長

杉坂団地内の開発行為にあたり、汚水処理施設に関する覚書等文書については、当時はあったと思いますが、現在は確認できていません。

**問** 当該処理施設の権利等については。

**答** 建築都市課長

土地については、昭和59年2月18日に寄附として所有権が宮田町に移管になっております。施設については、地元の使用されている方が管理を行っています。

**答** 管財課長

敷地を寄附された件について、公有財産管理規則では、財産の寄附を受けるときには、財産を寄附しようとする者から寄附しようとする目的及び理由と必

要事項を記載した寄附申請書を提出させ、その内容を審査し、寄附が適当と認められるときは、必要事項を記載した伺い書を作成し、市長の決裁を受けなければならぬとなっております。当時においても同様の事務処理がなされていると思われ

**図書館の外構について伺う**

**問** 水溜りは解消されたのか。

**答** 教育長

令和2年度中に補修工事を行い、排水の改善に努めたところ

です。なお、特定の場所に一定期間、水溜まりができるという現状がありますので、今後も状況を注視していきたいと考えています。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>

次回の定例会は **9月1日(水)** 開会予定です。  
皆さんの傍聴をお待ちしています。

※新型コロナウイルス感染者の発生状況によっては、傍聴をお控えいただくことがあります。  
本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。  
※小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会議務局にお尋ね下さい。

### 議員の辞職について

川口誠氏から議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づき議長が辞職を許可し、令和3年6月4日をもって辞職となりましたのでお知らせします。



ホタル（日吉地区）

※写真同好会提供



紫陽花（山口地区）

※写真同好会提供



菖蒲（桐野本区）



向日葵（若宮総合支所）

まちの話題について、  
市民の皆様より投稿お待ちしております。  
楽しい話題どしどしお寄せください。

## 編集後記

3会場が始まったコロナワクチンの集団接種。平日は昼から240人、土日は午前と午後で480人ほどのワクチン接種が円滑に進んでいます。現場では、市役所職員等約40人がスタッフと書かれた赤いベストを着用し、医療従事者と共に頑張っている姿があり、高齢者の方は、スタッフの方が親切に対応してくれたと喜んでいました。

集団接種の他に11ヶ所の医療機関による個別接種も始まり、さらにワクチン接種が進んでいます。一日も早くコロナが終息することを願います。

染矢 正次

### 議会広報調査特別委員会

委員	委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
柴田 裕美子	山元 秀一	中島 健三	清水 健太郎	谷口 重隆	寶部 勝	染矢 正次